

この時代、電子申請は、 新しい働き方のひとつですよ。



これからを働くための、デジタル新戦略。

労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじゃ。

大量の申請書類への記入は大変ですよ。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。

労働局や労働基準監督署などの窓口に向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続が可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。

申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険の納付は口座振替・電子納付が便利です。

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)



新しい時代を乗り越える 新しい作戦、「GビズID」。



さらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじや。



労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続きすることができます。またGビズIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」のアカウントが使用可能です。

GビズIDに対応している手続については、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

GビズIDプライム

登録申請書に加え、印鑑（登録）証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントができてからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

GビズIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。GビズIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。*1また、事業主の代理人（総務部長等）*2又は支店長等が事業主として届出等がされている場合に使用できます。
*1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
*2 代理人により申請する場合は代理人選任届の提出が必要。

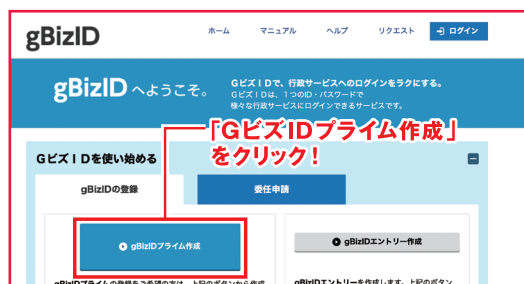
さあ、「GビズIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成に必要なもの。

- スマートフォン・携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑（登録）証明書と登録印
法人…印鑑証明書、登録印
個人事業主…印鑑登録証明書、登録印
申請書に押し、印鑑（登録）証明書と共にGビズID運用センターに送付します。
※印鑑（登録）証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。



用意ができれば「GビズID」のTOPページへ。



詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 電子証明書を用意します。
(GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- チェック2 アカウントの準備を行います。
- チェック3 ブラウザの設定を確認します。
- チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>